

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 22 年 9 月 24 日 (金) 号外第 8 4 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則 (44) (業務効率推進課) 3

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

1 規則の改正理由

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律が施行されることに伴い、事務の処理権限の区分について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令により知事の権限に属するものとされた米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に基づく事務の処理権限の区分を次のとおり定める。

区 分		決裁権限
くらし の安心 推進課	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に基づく事務	総合事務所長 委任
	米穀事業者等の業務に関する報告の徴収及びこれらの者の事務所等への立入検査	

- (2) 施行期日は、平成22年10月1日とする。

規 則

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年9月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第44号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後										改正前													
別表第3（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第10条関係） 行旅加改第局、地域づくり支援局、子育て支援総室、くらしの安心局、経済通商総室、雇用人材総室、産業振興総室、市場取引局、森林・林業総室、農林総合研究所及び水産振興局の個別事務に係る事務処理権限										別表第3（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第10条関係） 行旅加改第局、地域づくり支援局、子育て支援総室、くらしの安心局、経済通商総室、雇用人材総室、産業振興総室、市場取引局、森林・林業総室、農林総合研究所及び水産振興局の個別事務に係る事務処理権限													
所 属 名	事 項 種 類	内 容	事務処理権限の区分								地方機関の 長の名称	所 属 名	事 項 種 類	内 容	事務処理権限の区分								地方機関の 長の名称
			専 決 権 者		委 任 決 断 権 者		地方機 関の長	地方機 関の長	地方機 関の長	地方機 関の長					専 決 権 者		委 任 決 断 権 者		地方機 関の長	地方機 関の長	地方機 関の長	地方機 関の長	
			知事	知事	部長	局長									課長	部長	局長	課長					
略	略	略								総合事務所 長	略	略	略								総合事務所 長		
く ら し の 安 心 推 進 課	五十七 動物 の屠殺及び 管理に関する 法第18条の規 定（平成18年 環境省令第1号） に基づき知 事の権限に 属する事務	18 同令第20条の規定 により環境大臣が定 める措置等の届出の 受理等								総合事務所 長	く ら し の 安 心 推 進 課	五十七 動物 の屠殺及び 管理に関する 法第18条の規 定（平成18年 環境省令第1号） に基づき知 事の権限に 属する事務	18 同令第20条の規定 により環境大臣が定 める措置等の届出の 受理等							総合事務所 長			
	五十八 米穀 等の見返等 に係る解報 の記載及び 産世解報の 伝達に関する 法第7条の規 定（平成21年 政令第261号）第 7条の規定 により知事 の権限に属 するものと された米穀 等の見返等 に係る解報 の記載及び 産世解報の 伝達に関する 法第26号）に 基づき事務	1 同令第10条第11項 の規定による報告の 徴収及び立入検査								総合事務所 長		五十八 米穀 等の見返等 に係る解報 の記載及び 産世解報の 伝達に関する 法第26号）に 基づき事務	1 同令第10条第11項 の規定による報告の 徴収及び立入検査							総合事務所 長			
略	略	略									略	略	略										

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。